

那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱

平成20年3月12日教育長決裁

改正 平成21年6月24日学務課長決裁

改正 平成22年10月8日学校教育部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号。以下「規則」という。)第4条及び第5条の規定に基づき、児童生徒及び就学予定者に係る指定校の決定及び変更に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学齢児童及び学齢生徒(特別支援学校の在学者を除く。)をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)に規定する就学予定者(特別支援学校の就学予定者を除く。)をいう。
- (3) 転入 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。
- (4) 転居 住民基本台帳法第23条に規定する転居をいう。

(就学予定者の指定校の決定)

第3条 教育長は、学校教育法施行令第5条及び規則第4条の規定により就学予定者の指定校を決定し、就学通知書(第1号様式)により保護者に通知する。

(児童生徒の指定校の決定)

第4条 教育長が児童生徒の指定校を決定するときは、児童生徒の指定校について(第2号様式)により決定し、児童(生徒)の指定校への転入学について(通知)(第3号様式)により、指定校の校長に通知する。

2 前項の通知を受けた校長は、当該児童生徒の転入学手続きの後、児童(生徒)の本校への転入学について(報告)(第4号様式)により教育長に報告する。

第5条 市民文化部長が児童生徒の指定校を決定したときは、児童生徒の指定校について(第2号様式の2)により教育長に報告し、児童(生徒)の指定校への転入学について(通知)(第3号様式の2)により、指定校の校長に通知する。

2 前項の通知を受けた校長は、当該児童生徒の転入学手続きの後、児童(生徒)の本校への転入学について(報告)(第4号様式の2)により教育長に報告する。

(指定校の変更の要件)

第6条 教育長は、別表に掲げる指定校変更許可基準における各区分のいずれかに該当すると認める場合は、保護者の申請により、指定校の変更を許可することができる。

(指定校の変更の手続)

第7条 指定校の変更を希望する保護者は、指定校変更申請書(第5号様式)に必要書類を添えて教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項の申請を許可し、指定校を変更したときは、指定校変更について(通知)(第6号様式)により変更後の指定校の校長に、指定校変更について(通知)(第6号様式の2)により変更前の指定校の校長に通知する。

3 保護者は、児童生徒が次の各号のいずれかに該当し、かつ転入又は転居を伴うときは、指定校変更申立書(第7号様式及び第7号様式の2)を市民文化部長に提出しなければならない。

(1) 国、県または学校法人の設置する小学校及び中学校へ、引き続き通学または転入学する場合

(2) 市外の小学校及び中学校へ、区域外就学その他の手続きにより通学する場合
(変更許可の期限切れ等)

第8条 前2条の規定により指定校を変更した後において、許可期限が到来し、又は許可の理由が消滅したときは、保護者は当該児童生徒を変更前の指定校に転学させなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、再度前条に定める手続きをすることができる。

(変更許可の取消し等)

第9条 教育長は、第7条第1項の申請を許可した後において、当該申請が虚偽のものであると認められるときは、許可を取り消し、又は停止することができる。

(重複する番地)

第10条 規則別表第1備考の規定による与儀小学校及び古蔵小学校の項中互いに重複する番地の学校の区分は、別図のとおりとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表留守家庭の項中ただし書及び表1の規定は、平成15年4月2日以後に生まれた者については平成22年1月1日から、平成15年4月1日以前に生まれた者については平成22年4月1日から施行する。

2 指定校変更許可基準(平成16年12月14日那覇市教育委員会教育長決裁)は、廃止する。

3 この要綱の施行前に、前項の規定による廃止前の指定校変更許可基準の規定に基づいてなされた指定校の変更の手続きは、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

付 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の那覇市立小学校及び中学校の指定に関する要綱(平成20年3月12日教育長決裁)の規定に基づいてなされた指定校の変更の手続きは、この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

付 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第6条関係)

指定校変更許可基準

区分	理由	変更可能な学校	対象 学年	許可 期間	必要書類
転居	学年途中において市内での転居をした場合	在学している学校	全学年	卒業 まで	・指定校変更 申立書
転居予定	家屋の新改築等又は借家等への入居による市内での転居予定(おおむね6か月以内)の場合	転居予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日 まで	・建築請負契約 書等の写し ・誓約書
留守家庭	両親共働き等により日中留守になるため、放課後、祖父母宅又は児童クラブ等に児童を預ける場合	放課後における預かり者の住所が属する通学区域の学校。ただし、大規模校(普通学級数が25以上の学校)及び大規模校になると予測される学校のうち、普通教室の数	小学校 全学年	理由が 存する 期間	・勤務証明書 又は自営業 申告書 ・児童預かり 証明書 ・誓約書

		が不足し、又は不足すると予測される学校への変更はできない(兄弟姉妹が当該校に在学している場合を除く。)。この場合、当該校に通学区域が隣接する学校への変更はできる(対象校は表1のとおり)。			
心身的理由	心身の故障等により、指定校へ通学することに支障がある場合	通学に支障がない学校	全学年	理由が存する期間	・医師の診断書 ・誓約書
指定校変更許可地域	教育長が指定校変更を許可している地域に在住している場合	許可対象の学校	全学年	卒業まで	
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校変更(留守家庭の区分を除く。)による在学又は学校選択制による入学の場合	兄弟姉妹が在学し、又は入学する学校	全学年	卒業まで	
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校(対象校は表2のとおり)	中学校入学時	中学校卒業まで	
学校選択制適用児童の中学校	学校選択制の適用を受けている児童が中学校に入学する際、卒業する小	卒業する小学校区の中学校(対象校は表2のとおり)	中学校入学時	中学校卒業まで	

入学	学校区の中学校を希望する場合				
大規模校等から小規模校等へ	大規模校(普通学級数が25以上の学校)及び大規模校になると予測される学校から、通学区域が隣接する学校のうち小規模校(普通学級数が11以下の学校)又は普通教室の数に余裕がある小規模校に近い規模の学校への変更を希望する場合	通学区域が隣接する学校のうち、小規模校又は普通教室の数に余裕がある小規模校に近い規模の学校(対象校は表3のとおり)	全学年	卒業まで	
その他	上記以外の理由で、教育長が相当と認める場合	教育長が相当と認める学校	全学年	理由が存する期間	・理由を証明する書類 ・誓約書

備考 すべての区分において、変更可能な学校への通学に支障がないことを条件とする。

表1 別表中「留守家庭」区分における変更不可の場合の対象校一覧

変更不可の学校	通学区域が隣接する学校(変更不可の学校は対象外)
泊小学校	安謝小学校 真嘉比小学校 大道小学校 壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校 宇栄原小学校 さつき小学校
銘苅小学校	安謝小学校 真嘉比小学校 大道小学校 松島小学校

表2 別表中「指定校変更児童の中学校入学」及び「学校選択制適用児童の中学校入学」区分の対象校一覧

	卒業する小学校	卒業する小学校区の中学校		
1	安謝小学校	安岡中学校		

2	城東小学校	首里中学校	石嶺中学校	
3	城北小学校	首里中学校	城北中学校	
4	城西小学校	首里中学校	松城中学校	
5	城南小学校	首里中学校	松城中学校	
6	真嘉比小学校	真和志中学校	松島中学校	
7	泊小学校	真和志中学校	那覇中学校	
8	大道小学校	真和志中学校	神原中学校	
9	松川小学校	真和志中学校	寄宮中学校	松城中学校
10	識名小学校	石田中学校	松城中学校	
11	壺屋小学校	真和志中学校	那覇中学校	神原中学校
12	若狭小学校	那覇中学校	上山中学校	
13	前島小学校	那覇中学校		
14	久茂地小学校	那覇中学校	上山中学校	
15	神原小学校	神原中学校		
16	真和志小学校	石田中学校	寄宮中学校	
17	与儀小学校	神原中学校	寄宮中学校	古蔵中学校
18	城岳小学校	上山中学校	古蔵中学校	
19	天妃小学校	上山中学校		
20	開南小学校	上山中学校	古蔵中学校	
21	垣花小学校	鏡原中学校	金城中学校	
22	小禄小学校	小禄中学校	鏡原中学校	金城中学校
23	高良小学校	小禄中学校		
24	宇栄原小学校	小禄中学校	鏡原中学校	
25	松島小学校	松島中学校		
26	古蔵小学校	寄宮中学校	古蔵中学校	
27	上間小学校	石田中学校	寄宮中学校	
28	大名小学校	城北中学校		
29	石嶺小学校	城北中学校	石嶺中学校	
30	仲井真小学校	仲井真中学校		
31	金城小学校	金城中学校		
32	曙小学校	安岡中学校		

33	小祿南小学校	小祿中学校	鏡原中学校	
34	真地小学校	石田中学校	仲井真中学校	
35	さつき小学校	小祿中学校	金城中学校	
36	銘苅小学校	安岡中学校	松島中学校	

表3 別表中「大規模校等から小規模校等へ」区分の対象校一覧

大規模校等	通学区域が隣接する学校のうち、 小規模校及び普通教室の数に余裕がある小規模校に近い規模の学校
泊小学校	真嘉比小学校 大道小学校 壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校
金城小学校	垣花小学校 小祿小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校
銘苅小学校	真嘉比小学校 大道小学校

第1号様式(第3条関係)

那覇市

様

就学通知書

フリガナ 氏 名		
生年月日	平成 年 月 日	(性別)
指定校 (電話)	那覇市立 ()	()
入学式の日時	平成 年 月 日() 時 分 (集合時間 時 分)	

平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長 印

第2号様式（第4条関係）

指定校

学校

平成 年 月 日

児童（生徒）の指定校について

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在学していた学校

那覇市教育委員会教育長(公印省略)

第2号様式の2(第5条関係)

那覇市教育委員会教育長 殿

指定校 学校

平成 年 月 日

児童(生徒)の指定校について(報告)

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在学していた学校

那覇市市民文化部長(公印省略)

第3号様式(第4条関係)

那覇市立 学校長様

平成 年 月 日

児童(生徒)の指定校への転入学について(通知)

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在学していた学校

転入学日 : 平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長

第3号様式の2(第5条関係)

那覇市立 学校長様

平成 年 月 日

児童(生徒)の指定校への転入学について(通知)

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在学していた学校

転入学日 : 平成 年 月 日

那覇市市民文化部長(公印省略)

第4号様式(第4条関係)

那覇市教育委員会教育長 殿

平成 年 月 日

児童(生徒)の本校への転入学について(報告)

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在籍していた学校

転入学日 : 平成 年 月 日

(受入学級・番号 : 組 番)

那覇市立 学校長(印)

第4号様式の2(第5条関係)

那覇市教育委員会教育長 殿

平成 年 月 日

児童(生徒)の本校への転入学について(報告)

保護者氏名			
新住所		学校区	
旧住所		学校区	

学年	児童・生徒名	性別	生年月日	保護者との続柄	在籍していた学校

転入学日 : 平成 年 月 日

(受入学級・番号 : 組 番)

那覇市立 学校長(印)

平成 年 月 日

那覇市立 学校長 様

那覇市教育委員会教育長
(公印省略)

指定校変更について(通知)

下記児童生徒の保護者から指定校変更申請書が提出されており、本日付けで許可したので通知します。

記

教育長が許可した期間	平成 年 月 日までの間において、変更理由が存する期間
------------	-----------------------------

(保護者記入欄)

フリガナ		性別	続柄	生年月日
児童生徒氏名		男・女		平成 年 月 日
保護者氏名		電話番号		
現住所	那覇市			
転居予定住所	那覇市			
居所				
変更前の指定校	学校	変更後の指定校	学校(年)	
変更希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで の間において、変更理由が存する期間			

(変更区分) 転居 指定校変更許可地域 心身的理由()
 転居予定()(予定日:平成 年 月 日頃) 兄弟姉妹関係()
 留守家庭() 大規模校等から小規模校等へ その他()
 指定校変更児童の中学校入学 学校選択制適用児童の中学校入学

(特記事項):()印の変更区分の場合に記入する。

なお、登下校時における安全については、保護者が責任を持ちます。

指定校変更申立書

那覇市市民文化部長 様

保護者氏名(申立者)

印

下記の児童生徒について、指定校変更を希望します。

記

現住所	那覇市				世帯主	新	
前住所						旧	
児童生徒氏名	生年月日	続柄	旧学校	指定校	希望校	学年	

上記のとおり保護者から申し立てがありますので、ご検討ください。

那覇市教育委員会教育長 様

平成 年 月 日

那覇市市民文化部長

(公 印 省 略)

教育委員会処理欄

注意：保護者は、この申立書を那覇市教育委員会学務課へお持ちください。

指定校変更申立書

那覇市市民文化部長 様

保護者氏名(申立者)

印

下記の児童生徒について、指定校変更を希望します。

記

現住所	那覇市				世帯主	新	
前住所						旧	
児童生徒氏名	生年月日	続柄	旧学校	指定校	希望校	学年	

上記のとおり保護者から申し立てがありますので、ご検討ください。

那覇市教育委員会教育長 様

平成 年 月 日

那覇市市民文化部長

(公 印 省 略)

教育委員会処理欄

注意：保護者は、この申立書を那覇市教育委員会学務課へお持ちください。